

吹田市学校体育施設開放事業実施要領

1 目的

学校体育施設開放事業（以下「開放事業」という。）は、小・中学校の体育施設を無償で開放し、地域住民の体育・スポーツ活動への参加を促進することにより、市民の体力づくり及び健康の増進を図るとともに、体育・スポーツの振興と明るい市民社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の実施

開放事業は、学校教育に支障のない範囲で教育委員会が使用を認める小学校及び中学校の運動場及び体育館（屋内運動場）を無償で開放し、地域住民のスポーツ活動の利用に供する事業とする。

3 開放期間等

- (1) 開放事業の実施期間は、毎年度、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 昼間の開放事業は、土曜日、日曜日、休日及び休業日の午前9時から午後5時までの間で行うものとする。ただし、休日の土曜日並びに夏季、冬季及び春季の休業期間中の土曜日を除く土曜日については、午後1時から午後5時までの間で行うものとする。
- (3) 夜間の開放事業は、原則として1週間のうち4日程度、午後6時から午後9時までの間で行うものとする。

4 事業の委託

市長は、開放事業を、学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託して実施するものとする。

5 業務内容

運営委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 開放する学校体育施設（以下「開放施設」という。）の使用についての学校との調整
- (2) 開放施設の使用についての利用団体間の調整（抽選会の開催等）
- (3) 開放施設、備品及び体育用具の点検等
- (4) 開放事業に係る事務
 - ア 学校体育施設開放事業利用団体届のとりまとめ及び提出
 - イ 学校体育施設開放事業使用許可申請書の受付及び許可書の発行
 - ウ 契約時に、事業計画書、収支計画書及び役員名簿の作成及び提出
 - エ 日常業務に係る月報等の作成及び提出
 - オ 事業終了後、事業報告書、収支報告書及び精算書の作成及び提出

- (5) 利用団体の管理指導員への指導
- (6) 利用団体及び吹田市との連絡調整
- (7) スポーツ教室の実施

6 運営委員会の構成

運営委員会は、自治会役員、スポーツ推進委員、社会体育リーダー、青少年指導員、体育団体役員、当該学校教職員、PTA役員、利用団体代表等で構成するものとする。

7 使用規程の作成

運営委員会は、開放施設を適正に管理し、開放施設の状態を良好に保つため、開放施設に関する使用規程を定めるものとする。

8 スポーツ教室

- (1) スポーツ教室は、運営委員会主催の教室として実施するものとし、その運営は、運営委員会が行う。
- (2) 運営委員会は、スポーツ教室の実施に要する経費の全部又は一部に充てるため、参加者から参加料を徴収することができるものとする。
- (3) スポーツ教室の参加料の限度額は、1月（週1回の開催）につき900円とする。
- (4) 運営委員会は、スポーツ教室の参加者から参加料を徴収したときは、参加者（小・中学生の場合はその保護者）に対し、事業報告及び会計報告を行うものとする。
- (5) 夜間のスポーツ教室に小学生が参加する場合は、保護者による送迎、及び参加承諾書を提出させるものとする。
- (6) 夜間のスポーツ教室に中学生が参加する場合は、参加承諾書を提出させるものとする。

9 運営委員会が留意すべき事項

運営委員会は、次に掲げる事項に留意して、開放事業を実施するものとする。

- (1) 年度当初に、学校側と協議を行い、学校施設の実情に応じて、使用する施設、開放する日時等に関する利用計画、運営計画等を定めること。
- (2) 使用の申請方法は、利用団体に明確に示し、公平な方法で使用の日時等を定めること。
- (3) 使用の調整は、1か月単位で行い、特定の利用団体が、長期間、定期的に使用することのないようにすること。
- (4) 使用時間は、原則として、2時間単位とすること。
- (5) 利用団体に属する者の年齢層、スポーツの種目等などに応じ、使用する開放施

設及び使用日時を割り振ること。

- (6) 使用する開放施設の割り振り等を行うに当たっては、利用団体を平等に取り扱うこと。
- (7) 使用する開放施設の割り振り等を行うに当たっては、必要に応じ、運動場等を分割して使用させ、又は複数の利用団体に共同して使用させる等の工夫をすること。
- (8) 学校行事等のために使用の取消し及び変更を行うことがあることを、事前に利用団体に了承させること。
- (9) 開放事業は、団体のスポーツ活動・行事を対象としており、個人の利用に際してその趣旨を理解させ、トラブルのないようにすること。また、開放施設の利用方法等について、一般住民に周知徹底するように配慮すること。

10 利用団体

利用団体は、成人を代表者とし、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体、社会教育関係団体その他市長が適当と認める団体。ただし、営利を目的とする団体及び政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。
- (2) 主に小中学生で構成する団体にあつては、責任ある指導者(成人)の元に活動する団体とする。
- (3) 夜間の開放事業(運営委員会が主催するスポーツ教室を除く。)における利用の優先順位は、一般(中学生以下を除く)で構成する団体、小中学生を含む団体の順序とする。

11 利用団体の届出

開放事業を利用しようとする団体は、毎年度、市長が指定する期日までに、学校体育施設開放事業利用団体届を運営委員会を経由して、市長に提出しなければならない。

12 使用の申請

開放施設を使用しようとする利用団体は、教育委員会が指定する期日までに、学校体育施設使用許可申請書を運営委員会を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

13 管理指導員

利用団体の代表者又は責任ある使用者(成人)を管理指導員とする。開放事業の利用日当日は、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、主たる指導を行って
いる方以外の方が担うものとする。

- (1) 準備、開放時
 - ア 学校との鍵等の引継(終了後も含む)

- イ 施設の開閉・点検、体育用具・救急薬品等の点検
- ウ 使用上の注意・指導
- エ 校舎区域への立入禁止処置の確認のための適時巡回
- オ 緊急時、雨天時等の使用判断と事務処理
- カ 参加者の安全管理及び負傷があった場合の応急処置
- キ 終了10分前に、使用施設の整地・清掃等の指導
- ク 事故発生時における運営委員会、学校、教育委員会への連絡並びにその指示に基づいた調整

(2) 終了後

- ア 校内巡回、施錠、消灯及び異常の有無の確認
- イ 施設・用具等の点検、収納、保管
- ウ 開放日誌の記入

14 利用団体が守るべき事項等

- (1) 利用団体は、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (2) 利用団体は、開放施設の使用終了時に、使用した施設又は器具等を原状に復さなければならない。
- (3) 利用団体は、施設、用具等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 夜間開放事業に小・中学生が参加する場合は、「8 スポーツ教室」第5号及び第6号に準じた手続きをしなければならない。
- (5) 開放施設の使用中に生じた事故については、利用団体の責任で処理するものとし、吹田市、吹田市教育委員会、当該学校は、その責任を負わないものとする。
なお、利用団体においては、スポーツ傷害保険の加入等事故に備えるものとする。

15 書類等の様式

この要領に規定する書類等の様式は、文化スポーツ推進室長が定める。

16 施行期日

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

注釈

※「3 開放期間等」にある1週間の内4日程度とは、5日以上の開放を制限するものではなく、学校と調整の上、開放することができる。